

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

「安全で快適なまち 那須塩原」

2 地域再生計画の作成主体の名称

栃木県、那須塩原市

3 地域再生計画の区域

那須塩原市の全域

4 地域再生計画の目標

栃木県の北西部に位置する那須塩原市は、1市2町の合併により平成17年1月に誕生し、面積は592.82km²を有している。首都東京からは150km圏にあるが、山岳部が約1/2を占め、残りの平坦部については那須野が原の北西一体を占めており、将来において発展性の高い地域である。

本市は、日光国立公園内の標高1,900m級の山岳と、鮎で有名な清流那珂川や箒川、明治になるまで未開の地であった那須野が原の広大な平地林など、豊かな自然環境に恵まれている。また、塩原・板室等歴史ある温泉地、開拓の象徴である那須疏水がある。市内を縦断して国道4号・東北縦貫自動車道・東北新幹線や宇都宮線があることから農林業、観光業、工業などの多彩な産業の立地にも適している。

広域拠点である那須塩原駅やJR黒磯駅・西那須野駅の各地域拠点・西那須野塩原IC及び黒磯板室ICと観光拠点である塩原・板室温泉を広域的に連携する幹線道路の整備を重点的に進めてきたところであるが、未だに幹線道路以外においては、幅員の狭い箇所や舗装状態の悪い箇所が見受けられる。

林業の振興を図るうえで、機械化は作業効率を上げ少人数による作業が可能になるためには不可欠であるが、林道が未整備により幅員が狭く機械の導入ができないところでは人力に依存する割合が多くなるため、人手不足による山林荒廃が林業の衰退に繋がっていることや長引く景気低迷により観光客が減少するなど観光業が衰退していること。及び、道路の未整備箇所が多く残っていることで、緊急車両の通行時にすれ違いができなく搬送に時間を要することや幹線道路へアクセスが集中し幹線道路での渋滞が発生するなど日常生活を行うことに支障をきたしていることが地域の課題となっている。

このような課題を解決するため、拡幅整備や劣化により損傷が激しい路面の

舗装改良を行うことで、農林業、観光などの振興を図るとともに安全で快適なまちづくりを進めることとする。

さらに、豊かな森林資源を有効に活用するため林道を整備し森林整備の推進を図るとともに、観光資源でもある豊かな自然を活用し、観光の振興に努めるものとする。

(目標1) 観光客入込者数の増加

・930万人(平成20年度)→995万人(平成26年度)

(目標2) 拠点間の連絡性を強化し、交通渋滞の緩和を図る

・那須塩原駅から塩原温泉の連絡時間

55分(平成21年度)→50分(平成26年度)

・那須塩原駅から板室温泉の連絡時間

45分(平成21年度)→40分(平成26年度)

・黒磯駅から板室温泉の連絡時間

40分(平成21年度)→35分(平成26年度)

(目標3) 緊急車両等、交通障害箇所の解消を図る

・病院間連絡・搬送時間を5分短縮

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

道整備交付金を活用して、森林整備の推進を図るとともに観光資源である豊かな自然を活用するため、「林道沼代シダブ線」を整備し、森林が持つレクリエーション等への多目的利用を促進し、地域の活性化を図る。

また、市街地内の街区道路として重要な位置付けである「市道東三島512号線」・「市道松浦町稲村線」・「市道住吉町一分水線」及び「市道上豊浦一分水線」を整備し、市街地内の円滑な交通誘導や、渋滞の緩和を図る。

次に、いずれも各拠点間を連絡する骨格的な道路である「市道石林通り線」・「市道西富山東関根線」・「市道黒磯西岩崎線」・「市道洞島青木線」・「市道青木三区横3号線」及び「市道関谷横林線」を整備することにより、観光拠点と中心市街地のアクセス性の向上を図る。

「市道熊久保芦ノ又線」・「市道波立芝中線」及び「市道波立島方線」・「市道関谷横林線」の整備を行うことにより、ボトルネックが解消し効率的な道路ネットワークを構築する。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

□道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

[市道]

- ・市道東三島512号線（市道認定S59.12.26）
- ・市道松浦町稲村線（市道認定H7.4.3）
- ・市道住吉町一分水線（市道認定S62.4.1）
- ・市道上豊浦一分水線（市道認定S62.4.1）
- ・市道石林通り線（市道認定S59.12.26）
- ・市道西富山東関根線（市道認定S59.12.26）
- ・市道黒磯西岩崎線（市道認定S62.4.1）
- ・市道洞島青木線（市道認定H7.4.3）
- ・市道青木三区横3号線（市道認定S62.4.1）
- ・市道関谷横林線（市道認定S58.3.24）
- ・市道熊久保芦ノ又線（市道認定S62.4.1）
- ・市道波立芝中線（市道認定S62.4.1）
- ・市道波立島方線（市道認定S62.4.1）

[林道]

- ・林道沼代シダブ線
（森林法による那珂川地域森林計画（平成17年度樹立）に路線を記載）

・ 事業主体	市道	那須塩原市
	林道	那須塩原市
・ 施設の種類	市道	
	林道	
・ 事業区域	いずれも那須塩原市	
・ 事業期間	市道	平成22年度～平成26年度
	林道	平成22年度
・ 整備量	市道	15.40km
	林道	0.04km
・ 事業費	総事業費	2,107,000千円 (うち交付金1,053,500千円)
	市道	2,096,000千円 (うち交付金1,048,000千円)
	林道	11,000千円 (うち交付金 5,500千円)

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「安全で快適なまち 那須塩原」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

- ①まちづくり交付金事業（西那須野駅西地区）

西那須野駅中心市街地における都市再生整備計画により那須疏水の水資源や緑の資源を活用した都市再生に取り組み始める。

- ②元気な森づくり支援事業として、子どもたちを対象とした森林観察会や森づくり体験活動を行い、森林を生かした観光の振興を図る
- ③塩原温泉観光マイスターを育成し、ボランティアガイドによる温泉街の活性化を図る。

6 計画期間

平成22年度～平成26年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

地域再生計画の目標達成状況については、那須塩原市が、計画終了後に必要な調査を行い公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 該当なし